

様式第5号（第7条関係）

第34回 前橋市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	令和5年7月6日（木）	
開催場所	議会庁舎3階 301会議室	
出席委員	関崇夫委員長、太田絢子委員、多加谷則子委員、中野秀人委員、堀江信之委員	
欠席委員	なし	
審議対象期間	令和4年10月1日～令和5年3月31日	
抽出案件	件数	（備考）
条件付 一般競争入札	1	<p>今回の会議においては、次のとおり審議が行われた。</p> <p>1 前回までの委員会意見等への対応について 前回までの委員会で意見のあった事項についての報告を行った。</p> <p>2 入札及び契約手続きの運用状況等について 前橋市入札監視委員会設置要綱第2条第1号の規定に基づき事務局より入札及び契約手続きの運用状況等の報告を行った。</p> <p>3 審議対象工事の抽出結果について 前橋市入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、抽出結果の報告が行われた。</p> <p>4 令和4年度下半期発注工事等の審議について 堀江委員より抽出された4件の工事について、前橋市入札監視委員会設置要綱第2条第2号に規定する事項について審議を行った。</p> <p>5 その他</p>
簡易型条件付 一般競争入札	2	
随意契約	1	
合計	4	
委員からの 意見・質問、それ に対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり

委員会による 意見の内容	<p>【要望】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 1 者入札の件数が増加している。入札の競争性を確保することが談合防止につながり、一抜け方式も効果を発揮するため、参加業者数に注意し、競争性向上に努めてほしい。・ 談合が疑われる案件は、適宜業者に事情聴取を行うことで、前橋市が談合に注意をしているという事を示し、業者への抑止力になるように、今後も監視を続けてほしい。
-----------------	---

別紙

質問	回答
<p>【報告事項】</p> <p>1 前回までの委員会意見等への対応について 積算内訳書の説明に対する質問</p>	
<p>【委員】</p> <p>業者側には、積算内訳書で予定価格を公表しているのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>積算内訳書は入札額の内訳として求める項目を記載したもので、金額は記載されていません。</p> <p>入札公告で予定価格を公表しています。</p>
<p>【委員】</p> <p>予定価格から、業者は積算内訳書の項目ごとの金額がわかるということなのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>予定価格に加え、単価・歩掛も公表されているので、積算能力のある業者であれば、積算内訳書の項目ごとの金額の算出は可能です。</p>
<p>【委員】</p> <p>積算能力のある業者であれば、入札額を最低制限価格とほぼ同じにすることは可能なのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>ランダム係数の範囲も公表していますので、近い金額にすることは可能です。</p>
<p>2 前回までの委員会意見等への対応について 談合情報対応に対する質問</p>	
<p>【委員】</p> <p>談合が疑われる案件の参加業者に関して、事情聴取で分かることは何か。事情聴取を行う意義は何か。</p>	<p>【事務局】</p> <p>前橋市が、業者間談合が行われていないか注意して見ているという認識を与え、談合を抑止することです。</p>
<p>【委員】</p> <p>この談合情報は電話による通報であったのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>契約監理課で積算内訳書を確認する中で、記載項目すべてにおいて一致若しくは近似値であったことと、高落札率であったことから、談合が疑われたため、参加業者に事情聴取を行ったものです。</p>

<p>【委員】</p> <p>市側の事情聴取に、必ず応じなければいけないという規定はあるのか。事情聴取に協力しないと指名停止措置となる規定はあるのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>談合情報等があったときは、事情聴取等に協力しなければならないとしていますが、業者が適切な対応をしない場合に指名停止措置を行うことまでは定めていません。</p>
<p>3 下半期入札及び契約手続の運用状況等に対する質問</p>	
<p>【委員】</p> <p>特に管工事の入札参加申請者が1者の工事が多いが、それはやむを得ないことなのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>応札が少ないことは把握しており、対応を検討しているところです。</p>
<p>【審議事項】</p> <p>1 前橋総合運動公園電気設備整備工事 入札方式：条件付一般競争入札 工 種：電気 A 契約金額：94,700千円(税抜き)</p>	
<p>【委員】</p> <p>総合評価方式に関して、参加業者がA等級なら、技術的には一定レベル以上であると考え、ストレートに価格のみで競争させるのはいけないのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>品確法が、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約による品質確保を基本理念と定めているため、価格点に加え、価格以外の部分でも評価をし、総合評価点の高い者を落札者とする総合評価方式にて実施したものです。</p>
<p>2 土地改良施設維持管理適正化事業 舞台堰整備補修工事 入札方式：簡易型条件付一般競争入札 業 種：鋼構造物 契約金額：22,300千円(税抜き)</p>	

<p>【委員】 この工事の入札に参加できるような業者は県内にはいないということなのか。</p>	<p>【事務局】 一昨年度は、本件と類似の工事を特命随意契約で進めたが、令和4年度から一般競争入札を全面実施したこともあり、競争性を確保するために参加条件を定め、簡易型条件付一般競争入札を実施しました。条件を設定する際に、所在地要件を関東エリアまで広げ該業者を4者ほど想定していたが、結果的に1者しか応札してもらえなかったことが確認できたという状況です。</p>
<p>【委員】 公告で公表されている予定価格は、積算資料からある程度わかるのか。</p>	<p>【事務局】 お見込みの通りです。</p>
<p>【委員】 業者から見積を徴取しているということだが、見積の妥当性も確認しているのか。</p>	<p>【事務局】 発注担当課で確認しております。</p>
<p>3 天川団地R F棟ほか給水設備改修工事 入札方式：簡易型条件付一般競争入札 工 種：管 B 契約金額：11,600千円(税抜き)</p>	
<p>【委員】 工事場所が隣接している工事の場合、個別で発注するのか、一緒に発注するのか。</p>	<p>【事務局】 ケースバイケースですが、本件は、個別かつ一抜け方式で発注しました。 同一業者が両方の工事を落札した場合、工期の制約や品質確保に支障が生じる恐れがあるために、同一の業者が落札することを避けるために、一抜け方式を採用しました。</p>

<p>【委員】</p> <p>仮設工事のことを考えると、この工事は同じ業者が受注してもよいと思うが、どう判断したのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>この工事については、住人と交渉を行いながら、工事を進めていくため、工期制限もあることから、個別で発注しました。</p>
<p>【委員】</p> <p>一抜け方式の場合であっても、談合するということはあるか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>考えられます。</p>
<p>4 富士見地区 導水管布設替工事（緊急施浄第20号）</p> <p>入札方式：随意契約</p> <p>工 種：管 B</p> <p>契約金額：21,800千円(税抜き)</p>	
<p>なし</p>	